○中部地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市大和町河辺字ミヤノハキ九六〇番二から同市大和町徳永字ボタ上七〇番三まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	名古屋市南区堤町五丁目五七番三から同市南区泉楽通四丁目八番一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字字久井字出見世八三番一から同町大字字久井字出見世八二番一三まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市浜大津四丁目一一五番四地内	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
彦根市南川瀬町字茶塚七一二番一から同市南川瀬町字中ノ池三九七番一まで	前	一五・九一～一七・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一五・九一～一七・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

高梁川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年十月二十九日付けで告示された建設省告示第千四百四十六号を次のように改める。

関係図面のうち、第八号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省中国地方整備局及び同局岡山河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

（図面省略）

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県久米郡美咲町小原字古土居四〇〇番二三から同町小原字地蔵免一一七六番二まで	前	一二・五〇～一三・〇〇メートル	〇・一四六キロメートル
	後	一三・五〇～一二・四〇メートル	〇・一四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山県久米郡久米南町里方字庄田五二九番一から同郡美咲町小原字地蔵免一一七六番二まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	防府市大字台道字下内山一四六番一から同市大字台道字中内山五一番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日